

# 社会福祉士における実務経験に該当する施設及び相談援助業務の範囲

## 実務経験

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

※2023年5月現在

コード番号は実務経験申告書・実務経験証明書(個票)にご記入下さい。

## 指定施設における相談援助業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号	
児童福祉法	児童分野			
	児童相談所	児童福祉司	A1	
		受付相談員	A2	
		相談員	A3	
		電話相談員	A4	
		児童心理司	A5	
		児童指導員	A6	
		保育士	A7	
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	A8	
		少年指導員(少年を指導する職員)	A9	
		個別対応職員	A10	
	児童養護施設	児童指導員	A11	
		保育士	A12	
		個別対応職員	A13	
		家庭支援専門相談員	A14	
		職業指導員	A15	
		里親支援専門相談員	A16	
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(注意2)	A17	
		★保育士(注意3)	A18	
		心理指導担当職員	A19	
		児童発達支援管理責任者	A20	
	知的障害児施設 ・知的障害児施設・自閉症児施設(第一種、第二種)	★児童指導員(注意2)	A21	
		★保育士(注意3)	A22	
	知的障害児通園施設	★児童指導員(注意2)	A23	
		★保育士(注意3)	A24	
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設・ろうあ児施設・難聴幼児通園施設	★児童指導員(注意2)	A25	
		★保育士(注意3)	A26	
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設	★児童指導員(注意2)	A27	
		★保育士(注意3)	A28	
	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	A29	
		保育士	A30	
		個別対応職員	A31	
		家庭支援専門相談員	A32	
	重症心身障害児施設	★児童指導員(注意2)	A33	
		★保育士(注意3)	A34	
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	A35	
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	A36	
		児童生活支援員	A37	
		個別対応職員	A38	
		家庭支援専門相談員	A39	
		職業指導員	A40	
	児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	A41	
		★指導員(注意1)	A42	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員(注意1)	A42
			★児童指導員(注意2)	A43
			★保育士(注意3)	A44
			児童発達支援管理責任者	A45

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号	
児童福祉法	児童分野			
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★障害福祉サービス経験者(注意4)	A46
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A47
		医療型児童発達支援事業を行なう施設	★児童指導員(注意2)	A48
			★保育士(注意3)	A49
			児童発達支援管理責任者	A50
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A51
		放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員(注意1)	A52
			★児童指導員(注意2)	A53
			★保育士(注意3)	A54
			児童発達支援管理責任者	A55
			★障害福祉サービス経験者(注意4)	A56
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A57
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る)(注意1)	A58	
		児童発達支援管理責任者	A59	
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る)(注意1)	A60	
		児童発達支援管理責任者	A61	
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	A62	
	乳児院	児童指導員	A63	
		保育士	A64	
		個別対応職員	A65	
家庭支援専門相談員		A66		
里親支援専門相談員		A67		
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		★児童指導員(注意2)	A68	
	★保育士(注意3)	A69		
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	A70		
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A71		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	A72		
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A73		
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	A74		
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A75	
心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行なっている職員	A76	
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行なっている職員	A77	
重症心身障害児(者)通園事業を行なっている施設	★児童指導員(注意2)	A78		
	★保育士(注意3)	A79		
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	A80		
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	A81		
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	A82		
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	A83		
<b>注意1</b>	「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)			
<b>注意2</b>	「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)			
<b>注意3</b>	「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)			
<b>注意4</b>	「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。			
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。)				

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
<b>高齢者分野</b>			
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	B1
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B2
	介護老人保健施設	支援相談員	B3
		相談指導員	B4
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B5
	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B6
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B7
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5)	B8
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設 入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設 入居者生活介護を行なう施設		生活相談員	B9
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設		生活相談員	B11
		生活指導員	B12
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設		生活相談員	B13
		生活指導員	B14
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む)		支援相談員	B15
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む)		支援相談員	B16
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設		オペレーター	B17
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設		オペレーションセンター従事者	B18
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B19
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B20
指定複合型サービスを行なう施設		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B21
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設		生活相談員	B22
居宅介護支援事業を行なっている事業所		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B23
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B24
介護予防支援事業を行なっている事業所		担当職員	B25
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所		担当職員	B26
<b>注意5</b>		「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。	
<b>注意6</b>		「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。	
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員	B27
	特別養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員	B28
	軽費老人ホーム	生活相談員、生活指導員	B29
	老人福祉センター(特A型・A型)	相談・指導を行なう職員	B30
	老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員	B31

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号	
<b>高齢者分野</b>				
老人福祉法	老人デイサービスセンター	生活相談員、生活指導員	B32	
	老人介護支援センター	相談援助業務を行なっている職員	B33	
	有料老人ホーム	生活相談員	B34	
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	B35	
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	B36	
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	B37	
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	B38	
<b>障害者分野</b>				
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	C1	
		心理判定員	C2	
		職能判定員	C3	
		ケース・ワーカー	C4	
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	C5	
		点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	C6
精神障害者福祉に 関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	C7	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	C8	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	C9	
知的障害者 福祉法	知的障害者更生相談所	心理判定員	C10	
		知的障害者福祉司	C11	
		心理判定員	C12	
		職能判定員	C13	
障害者総合支援法	障害者支援施設	ケース・ワーカー	C14	
		★生活支援員(注意7)	C15	
		就労支援員	C16	
	地域活動支援センター	サービス管理責任者	C17	
		★指導員(注意7)	C18	
		福祉ホーム	管理人	C19
	身体障害者 更生支援施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員(注意7)	C20
			★生活指導員(注意7)	C21
		身体障害者療養施設	★生活支援員(注意7)	C22
			★生活指導員(注意7)	C23
		身体障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(注意7)	C24
			★生活指導員(注意7)	C25
	★指導員(注意7)		C26	
	精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	C27
			精神障害者社会復帰指導員	C28
精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)		精神保健福祉士	C29	
		精神障害者社会復帰指導員	C30	
精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	C31		
	精神障害者社会復帰指導員	C32		
知的障害者 支援施設	知的障害者福祉ホーム	管理人	C33	
		★生活支援員(注意7)	C34	
		★生活指導員(注意7)	C35	

		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
<b>障害者分野</b>				
障害者総合支援法	知的障害者 支援施設	知的障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(注意7)	C36
			★生活指導員(注意7)	C37
		知的障害者通所寮	★生活支援員(注意7)	C38
			★生活指導員(注意7)	C39
	障害福祉 サービス事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員(注意7)	C40
			サービス管理責任者	C41
		自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員(注意7)	C42
			サービス管理責任者	C43
		就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員(注意7)	C44
			就労支援員	C45
			サービス管理責任者	C46
		就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	★生活支援員(注意7)	C47
			サービス管理責任者	C48
		就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	C49
			サービス管理責任者	C50
		自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	C51
			サービス管理責任者	C52
		療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	C53
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	C54	
			C55	
			C56	
			C57	
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	C58	
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	C59	
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	C60	
	地域生活 支援事業	身体障害者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	C61
		日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	C62
障害者相談支援事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員	C63	
障害児等療育支援事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員	C64	
<b>注意7</b>	「生活支援員・生活指導員・指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員・生活指導員・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間中に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員 相談援助業務を行なっているケースワーカー	C65 C66	
発達障害者 支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	C67	
		就労支援を担当する職員	C68	
障害者の雇用の促進等に 関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	C69	
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	C70	
		職場適応援助者	C71	
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、 第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	C72	
			主任就業支援担当者	C73
			就業支援担当者	C74
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員	C75		
		C76		
		C77		
職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	C76	
		発達障害者雇用トータルサポーター	C77	
		雇用トータルサポーター	C78	
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	C79	
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	C80	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	C81	
		地域移行推進員	C82	

		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号	
<b>障害者分野</b>					
その他	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	C83		
		地域移行推進員	C84		
	精神障害アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)	C85		
		相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)	C86		
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した 職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者	C87		
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した 職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者	C88		
<b>その他の分野</b>					
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D1		
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D2		
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D3		
		心理判定員	D4		
		退院後生活環境相談員	D5		
医療法	病院・診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 障害者就業・生活支援センターに係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	D6		
		救護施設	生活指導員	D7	
		更生施設	生活指導員	D8	
		授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	D9	
		宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	D10	
		被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	D11	
		生活保護法	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	D12
				相談支援員	D13
				就労支援員	D14
				家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	D15
就労支援準備担当者	D16				
D17					
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	D17		
		身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	D18		
		知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	D19		
		老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	D20		
		現業員・ケースワーカー	D21		
		家庭児童福祉主事	D22		
		家庭相談員	D23		
		面接相談員	D24		
		婦人相談員	D25		
		母子・父子自立支援員	D26		
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	D27		
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	D28		
		隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	D29	
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	D30	
		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	D31		
		市特別区を含む町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	D32	

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
その他の分野			
社会福祉法	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	D33
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	D34
		判定員(心理・職能判定員)	D35
	婦人相談員	D36	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	入所者を指導する職員	D37
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員(母子の相談を行なう職員)	D38
		刑務官	D39
		法務教官	D40
		法務技官(心理)	D41
刑事収容施設法	刑事施設	福祉専門官	D42
		法務教官	D43
		法務技官(心理)	D44
		福祉専門官	D45
少年院法	少年院	法務教官	D46
		法務技官(心理)	D47
少年鑑別所法	少年鑑別所	保護観察官	D48
		社会復帰調整官	D49
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	D50
	保護観察所	社会復帰調整官	D51
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	D52
		補導員	D53
		福祉職員	D54
		薬物専門職員	D55
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	D56
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	D57
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	D58
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	D59
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	D60
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	D61
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	D62
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	D63
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	D64
	就労支援事業を行なっている事業所(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	D65
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	D66
		その他相談援助業務を行なっている職員	D67
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	D68
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	D69
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	D70
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	D71
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	D72
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	D73
		相談支援員	D74
		就労支援員	D75
		家計相談支援員	D76
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	D77
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	D78
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	D79	
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行なっている相談員	D80	

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
現在廃止事業の分野		
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	E1
	生活指導員	E2
身体障害者福祉ホーム	管理人	E3
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	E4
	精神障害者社会復帰指導員	E5
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月~19年3月]	相談援助業務を行なっている職員	E6
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	E7
知的障害者デイサービスセンター	指導員	E8
	生活指導員	E9
	相談援助業務を行なっている職員	E10
知的障害者福祉ホーム	管理人	E11
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	E12
障害者デイサービスを行なう施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業を含む	相談援助業務を行なっている職員	E13
経過的デイサービス事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月~19年3月]	相談援助業務を行なっている職員	E14
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	E15
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通動寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	E16
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅滞において実施する事業) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 ・高齢者世話付住宅において実施する事業	生活援助員	E17
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番事業(中央児童相談所において実施する事業))	電話相談員	E18
ヴェトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員	E19
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	E20
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	E21
すこやかテレホン事業(青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	E22
知的障害者専門相談(法的助言・相談事業(都道府県・指定都市等において実施する事業))	相談援助業務を行なっている相談員	E23
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	E24